

各位

浜松市監査委員	川嶋朗夫
浜松市監査委員	佐藤雅秀
浜松市監査委員	松本康夫
浜松市監査委員	太田利実保

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査(工事監査)及び行政監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

定期監査(工事監査)・行政監査結果に関する報告	3
第1 監査の基準	3
第2 監査の対象	3
第3 監査の期間	3
第4 監査の着眼点及び実施内容	3
第5 監査の結果	3
第6 監査対象の概要	4

定期監査(工事監査)・行政監査結果に関する報告

第1 監査の基準

この監査は、浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)に準拠して実施した。

第2 監査の対象

次のとおりである。

令和2年度社資交(防)長中公共第8号中部浄化センター汚泥焼却設備改築工事(第8工区)		
・工事担当課	上下水道部	下水道工事課
・事業主管課	上下水道部	下水道工事課

第3 監査の期間

令和5年6月13日から同年9月7日まで

(調査日 令和5年8月3日)

第4 監査の着眼点及び実施内容

令和5年度に施工中の工事から1件を抽出し、調査日時点の対象工事について、計画、設計、積算、施工等が合規性、正確性、安全性、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に執行されているかを着眼点とし、検証した。

監査手法については、監査対象部局から提出された工事関係書類の審査とともに、関係職員からの説明の聴取により行った。

なお、実施に当たっては、公益社団法人大阪技術振興協会に調査を委託し、同法人から選任された技術士による技術調査結果の報告を参考とした。

第5 監査の結果

対象工事の計画、設計、積算、施工等について、合規性、正確性、安全性、経済性、効率性及び有効性の観点から調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

第6 監査対象の概要

調査日時点における監査対象の工事の概要は次のとおりである。

令和2年度社資交(防)長中公共第8号中部浄化センター汚泥焼却設備改築工事(第8工区)

工 事 場 所	浜松市中区瓜内町地内
工 事 概 要	汚泥焼却設備設計業務 一式 新焼却炉建設のための詳細設計業務 汚泥焼却設備改築工事 一式 焼却設備ブロワ棟：鉄筋コンクリート造2階建て 建築面積 153.57 m ² 、延床面積 277.91 m ² 焼却施設棟建屋： 鉄骨造 汚泥焼却設備、排煙処理設備ほか 旧汚泥処理棟撤去工事
請負契約金額	当 初 4,488,000,000 円 変更後 4,542,181,600 円
請 負 人	月島・川瀬・須山特定建設工事共同企業体
契 約 日	当 初 令和3年3月25日 変更後 令和5年3月17日
工 期	令和3年3月26日から令和7年3月31日まで
契 約 方 法	一般競争入札
進 捗 率	40.0%